

○山形司法書士会公益活動に関する規則

(目的)

第1条 本規則は司法書士倫理第6条及び第7条に基づき、司法書士が公益活動を行う責任を負っていることを確認し、公共の利益の実現、社会秩序の維持、法制度の改善に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 本規則における公益活動とは、司法書士の知識経験を社会に還元することにより、社会制度の向上や社会秩序の安定を促進する活動または社会的経済的弱者の救済を図る活動をいう。

(活動)

第3条 山形県司法書士会（以下「本会」という。）会則第5条第2項で規定する司法書士会員は、各号に定める公益活動を1年度につき8時間以上行なうよう努めなければならない。

- ① 本会、本会各支部、日本司法書士会連合会、地域ブロック司法書士会協議会（以下「本会等」という。）が、主催、共催、後援する各種相談活動
 - ② 本会等が主催、共催、後援する法律、人権擁護、司法制度の改善、社会保障等に関する教育を目的とする活動
 - ③ 本会等が主催、共催、後援する研修会の講師としての活動
 - ④ 官公署または隣接職能団体が主催する研修会、講演会の講師としての活動
 - ⑤ 司法委員、民事調停委員、家事調停委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員、参与員、筆界調査委員、法定後見人、保佐人、補助人、監督人等としての活動
 - ⑥ 裁判外紛争解決手続（ADR）機関の運営に参加する活動
 - ⑦ 日本司法支援センターの運営に参加する活動
 - ⑧ 法律扶助事件の受任
 - ⑨ 人権の擁護、社会保障、社会的経済的弱者への支援を目的とした公的私的団体での相談または教育に関する活動
 - ⑩ 前各号の他、本会が公益活動と認めたもの
- 2 司法書士会員は、以下の事由に該当する場合、前項の規定を免れる。
- ① 任期付公務員の職にあること。
 - ② 疾病、出産、育児、介護その他公益活動に従事することが困難な正当な事由があり、かつ、会長の承認を受けたこと。
- 3 前項により公益活動の免除を受けようとする司法書士会員は、その事由を本会に申請しなければならない。

(配慮・協力義務)

第4条 司法書士会員は、雇用する司法書士会員が公益活動等に参加するよう配慮し、これに協力しなければならない。

2 司法書士法人会員は、社員たる司法書士会員又は雇用される司法書士会員が公益活動等に参加するよう配慮し、これに協力しなければならない。

(会員の要請)

第5条 会員は、本会に対し、第3条第1項各号に該当する活動を主催、共催、後援するよう要請することができる。

(年 度)

第6条 本規則において年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

2 前項にかかわらず、司法書士会員が本会に入会した最初の年度については、入会した日から当該年度の3月31日までを1年度とする。

(公益活動時間の管理)

第7条 司法書士会員は、毎年4月30日までに、前年度において行った公益活動に従事した時間数を本会へ報告しなければならない。

2 本会は、前項の報告に基づき、公益活動の時間の記録を行うものとする。

3 報告、記録の方法は、会長がこれを定める。

(細則への委任)

第8条 本規則に定めのないものは公益活動に関する細則によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年5月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則の改正は、平成29年5月20日（総会承認の日）から効力を生ずる。